

## 第 6 9 号 議 案

### 亀岡市国民健康保険条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市国民健康保険条例（昭和 3 4 年亀岡市条例第 7 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 3 月 7 日 提出

亀 岡 市 長      桂   川   孝   裕

### 亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

亀岡市国民健康保険条例（昭和 3 4 年亀岡市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条の 3 中「第 2 0 条」の次に「及び第 2 0 条の 3」を加え、同条第 1 号ウ中「第 8 1 条の 2 第 4 項」を「第 8 1 条の 2 第 5 項」に改め、同号エ中「第 8 1 条の 2 第 9 項第 2 号」を「第 8 1 条の 2 第 1 0 項第 2 号」に改め、同条第 2 号エ中「第 7 2 条の 3 第 1 項」の次に「及び第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項」を加える。

第 1 6 条の 6 中「6 3 0, 0 0 0 円」を「6 5 0, 0 0 0 円」に改める。

第 1 6 条の 6 の 2 中「第 2 0 条」の次に「及び第 2 0 条の 3」を加え、同条第 2 号イ中「第 7 2 条の 3 第 1 項」の次に「及び第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項」を加える。

第 1 6 条の 6 の 1 0 中「1 9 0, 0 0 0 円」を「2 0 0, 0 0 0 円」に改める。

第 2 0 条の見出し中「保険料」を「低所得者の保険料」に改め、

同条第1項中「減額した額」を「減額して得た額」に、「630,000円」を「650,000円」に改め、同条第3項中「630,000円」を「650,000円」に、「190,000円」を「200,000円」に改め、同条第4項中「630,000円」を「650,000円」に改める。

第20条の2の次に次の1条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条又は第16条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 第16条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の5」とあるのは「第16条の6の5又は第16条の6の8」と、「第16条第2項」とあるのは「第16条の6の5第2項」と、第2項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の6の5第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第16条又は第16条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第20条第1項各号に規定する

場合に依じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額  
(第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額  
とする。)を控除して得た額

(2) 第1号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額  
(第16条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額  
とする。)

5 第16条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準  
用する。この場合において、第16条第3項の規定中「保険料  
率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準  
用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは  
「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の  
5」とあるのは「第16条の6の5又は第16条の6の8」と、  
「第16条第2項」とあるのは「第16条の6の5第2項」と、  
第5項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の6の5第3  
項」と読み替えるものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第16条の6、第16条の6の10、  
第20条及び第20条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の  
保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料につい  
ては、なお従前の例による。

## 亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、次のとおり改正すること。
  - (1) 世帯に未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者をいう。）がある場合において、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額を減額するものとし、減額する額は、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額（低所得者世帯に係る保険料の減額賦課の基準に従い、当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に10分の5を乗じて得た額とすること。
  - (2) 国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を650,000円（現行630,000円）に、後期高齢者支援金賦課額に係る賦課限度額を200,000円（現行190,000円）に改めること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 その他所要の規定整備を図ること。
- 4 この条例は、令和4年4月1日から施行すること。